

鳥取県告示第四百七十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	昭和六十年四月一日
本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一	"
安達医院	東伯郡東郷町大字中興寺三五八	"
市場医院	境港市湊町一五二	"
太田医院	米子市東町三〇五	昭和六十年四月十日
真壁医院	米子市尾高町四六	"
石川内科医院	米子市立町四丁目一九四	昭和六十年四月十一日
森安皮膚泌尿器科医院	米子市中町五八一	"

雄薬局	境港市松ヶ枝町九	昭和六十年四月十日
有限会社日田哲		
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	昭和六十年四月九日
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五	昭和六十年四月二日
高見医院	倉吉市宮川町一七六一	昭和六十年四月一日
有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成八三三―一四	昭和六十年四月二日
池原整形外科医院	米子市福市二一六九	昭和六十年四月八日
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目二〇六	昭和六十年四月十四日
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二	昭和六十年四月八日
吉澤歯科医院	気高郡気高町大字勝見八四四―三〇―二八三	"
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	"
菅村内科医院	米子市東福原二四八一	昭和六十年四月一日
永見医院	米子市久米町二八四―二	昭和六十年四月八日
名和町国民健康保険診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇―一	昭和六十年四月一日
松下歯科医院	鳥取市栄町七六三	"
矢富歯科医院	米子市夜見町二二三九	"
米沢歯科医院	鳥取市南町六〇九	"

鳥取県告示第四百七十六号

次のとおり保険医療機関の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
川上 医 院	米子市岡成九五	昭和六十年四月二十三日

鳥取県告示第四百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七十八号

次のとおり保険医の登録を抹消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
足立道子	鳥薬第五六六号	昭和六十年三月二十日
松原俊子	鳥薬第五六八号	昭和六十年三月二十二日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の抹消の年月日
川上綾子	鳥医第四七九号	昭和六十年四月二十三日

鳥取県告示第四百七十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する

る政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
百村眼科医院	鳥取市上町一八―五	昭和六十年一月一日
中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	〃
中村歯科医院	鳥取市扇町三	〃
小林薬局えきま え店	倉吉市上井町二丁目一―一	昭和六十年三月一日
寛齒科医院	鳥取市吉方町二丁目五五―一	〃
有限会社増谷慶 一郎薬局	米子市明治町一三一	昭和六十年三月十五日

鳥取県告示第四百八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の 都道府 県名	申出の受理の年月日
百村眼科医院	鳥取市上町一八―五	全国	昭和六十年一月一日
中村歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	〃	〃
中村歯科医院	鳥取市扇町三	〃	〃
小林薬局えきま え店	倉吉市上井町二丁目一―一	〃	昭和六十年三月一日
寛齒科医院	鳥取市吉方町二丁目五五―一	〃	〃
有限会社増谷慶 一郎薬局	米子市明治町一三一	〃	昭和六十年三月十五日

鳥取県告示第四百八十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
清水 恵子	鳥国歯第四七四号	昭和五十九年十二月十日
森 真雅子	鳥国薬第五九号	昭和五十九年十二月五日
大對 勝彦	鳥国薬第五六二号	昭和六十年二月四日
寺岡 厚江	鳥国薬第五六四号	昭和六十年二月十八日
小林 幹久	鳥国医第三、一七八号	昭和六十年一月二十四日
星野 潮	鳥国医第三、一七九号	"
室津 和男	鳥国医第三、一八〇号	"
森下 嘉一郎	鳥国医第三、一八一号	"
豊島 良太	鳥国医第三、一九五号	昭和六十年三月二十日

鳥取県告示第四百八十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規

定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋本 齒科 医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二一〇	昭和六十年四月十一日
永見 医 院	米子市久米町二八四一二	"
岡本 齒科 医院 皆 生診療所	米子市上福原一八三八一四	"

鳥取県告示第四百八十三号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器
 実 施 期 間 昭和六十年五月二十一日から
 昭和六十一年三月三十一日まで
 実 施 場 所 当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和六十年五月二十一日	午前十時から 午後三時まで	境港市	境港市境公民館
昭和六十年五月二十二日	"	"	"
昭和六十年五月二十三日	午前十時から 午後二時まで	"	境港市外江公民館
昭和六十年五月二十四日	"	"	境港市渡公民館
昭和六十年五月二十八日	"	"	境港市中浜公民館
昭和六十年五月二十九日	"	"	境港市余子公民館
昭和六十年五月三十日	"	"	境港市境中央公民館

鳥取県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る三保地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字栗木野呂三〇一三・字生賀野呂三〇一四の二・字奥太刀洗三〇二三（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字ハサリ二六五の二・二六五の四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字添谷奥五九八の一・六〇〇の一・六〇二の一・字夏明平ラ六〇八・六〇九・六一六・六二〇・六二三（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字尾出見三四六の四一・三四六の五〇・三四六の六六・三四六の七一・三四六の八四（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の二二・一八八五の一五・一八八五の一八・一八八五の一九（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開参二六の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百九十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十年四月二十二日から施行する。

昭和六十年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の米子信用金庫の項中

を

境支店

境港市元町

に改める。

境支店

境港市松ヶ枝町